

## 地域観光魅力向上事業 Q&A集

| 番号                   | 質問   | 回答   |
|----------------------|--|--|
| <b>【 1. 事業概要】</b>    |  |  |
| 1                    | 地域観光新発見事業との違いは何でしょうか。  | 地域観光魅力向上事業は、本事業の成果として、造成した観光コンテンツの販売及び継続的な事業実施が期待されることを目的としています。補助要件等、地域観光新発見事業から変更した点がありますので、詳細は公募要領をご確認ください。   |
| <b>【 2. 補助対象事業者】</b> |  |  |
| 2                    | 事業の実施主体は、法人化されていない任意団体、〇〇協会のような任意組織でも申請可能でしょうか。事業の実施主体として民間事業者が申請する場合、観光関連事業者以外のどのような業種でも申請可能でしょうか。<br>(関連する質問)<br>○個人の申請は可能でしょうか。<br>○宗教法人の申請は可能でしょうか。<br>○市区町村の振興公社の申請は可能でしょうか。<br>○地域協会（任意団体）の申請は可能でしょうか。<br>○NPO法人やDMCの申請は可能でしょうか。<br>○「一般社団法人」「●●実行委員会（非企業）」は対象事業者になりますでしょうか。 | 協会等の任意団体が実施主体となることは可能です。特段、実施主体として認められない法人はありません。なお、実施主体は、地方公共団体、DMO、民間事業者等としており、観光事業者のみならず、企業が実施主体となって申請することも可能です。ただし、個人が実施主体となって申請することはできません。  |
| 3                    | 個人事業主でも申請は可能でしょうか。   | 個人事業主も申請することが可能です。   |
| 4                    | 旅行会社の申請は可能でしょうか。   | 旅行会社が実施主体となり申請を行うことは可能ですが、持続可能な観光地域づくりへの寄与に資する取組となるよう、地域の事業者と連携することなどが期待されます。  |
| 5                    | 民間企業に関して、大企業、みなし大企業、上場企業は応募不可等の制限はありますか。同一持株会社の傘下の複数の事業者が別案件でそれぞれ応募することは可能でしょうか。   | 企業が実施主体となって申請することは可能です。その際、企業の規模等、その形態は問いません。また、複数のそれぞれの企業が実施主体となり異なる内容の事業を申請することは可能です。なお、関連会社等の関係にある企業間において、業務を委託し対価を支払う場合は、その委託及び対価の支払いは、利益等排除に該当しますのでご注意ください。   |
| 6                    | 自治体と民間企業でコンソーシアムを組んで事業に参加することは可能でしょうか。また、その際、見積書を2者以上から入手する条件はどうすれば良いでしょうか。  | 協会等の任意団体を組成するのではなく、複数企業がコンソーシアムを形成し連名で申請することはできません。代表となる一の地方公共団体又は一の企業が実施主体となる必要があります。発注に当たっては、原則として2者以上の見積りを取り、最低額を提示した事業者と連携することが必要となります。なお、協会等での申請の際は、協会に所属する企業及び個人の関係会社等が委託先となる場合は、利益等排除に該当しますのでご注意ください。 |
| 7                    | 実質的支配者が2社の法人を運営している場合は2社での申請は可能でしょうか。  | 一の事業に2社の法人が連名で申請することはできません。代表となる一の法人が実施主体となる必要があります。2社のそれぞれの法人が実施主体となり異なる内容の事業を申請することは可能です。なお、同じ人物が長を務める2者間において、業務を委託し対価を支払う場合は、その委託及び対価の支払いは、利益等排除に該当しますのでご注意ください。  |
| 8                    | 実施主体から事業を委託する先は2者以上でしょうか。  | 事業の一部を委託事業者に委託することは可能です。原則として事業の全体を一社に委託することは認められません（ただし、プロポーザルの実施等の方式を用いて委託される場合は、この限りではありません）。委託事業者の数に特段の定めはありません。本事業は、実施主体が主体的・中心的な役割を担い事業実施することが求められます。  |
| 9                    | 採択から交付決定の間に、プロポーザル等で受託事業者を決定しても構わないでしょうか。  | 可能となります。申請時には参考見積り額の事業費にて申請をしてください。本事業の採択後にプロポーザルを実施する場合には、委託事業者が特定した後に本事業の交付決定となります。  |
| 10                   | 補助対象事業者の要件について、地域の関係者と連携することありますが、地域の関係者とは具体的にどのような方を指しますでしょうか。  | 連携先として、事業を実施する市区町村（地方公共団体）及び観光コンテンツの造成・提供に関わる地域の関係者（観光資源として各種施設等を活用する場合）等が該当します。   |
| 11                   | 補助対象事業者の要件について、地域の関係者と連携するとありますが、サテライト拠点がある事業者は地域の関係者の要件に当てはまりますでしょうか。   | 持続可能な観光地域づくりへの寄与に資する取組となるものであれば、連携先の事業者の所在地が必ずしも事業を実施する市区町村に属する必要はありません。   |

| 番号                  | 質問  | 回答  |
|---------------------|---|---|
| <b>【3. 類型・補助要件】</b> |   |   |
| 12                  | 販売型、新創出型の具体的な違いは何でしょうか。   | 造成した観光コンテンツを本事業実施期間内に販売することを目的とするか、本事業終了後速やかに販売開始することを目的とするかが、販売型と新創出型の違いの一つとなります。また、類型により補助要件等が異なりますので、詳細は公募要領をご確認ください。  |
| 13                  | 観光コンテンツとは、どのようなものでしょうか。その観光コンテンツに観光客が参加することで何らかの金銭が発生するものでしょうか。永続的に自由に観覧できる無料の観光コンテンツは対象にならないでしょうか  | 観光コンテンツとは、地域の観光資源を活用して観光客に提供する滞在・体験のプログラムやツアーのことを主に指します。造成する観光コンテンツの販売においては、無料にて提供するものは想定ございません。  |
| 14                  | ツアーの造成とは、どこまでの段階の状態を指しますでしょうか。  | 本事業では観光コンテンツを一般の観光客に販売することが求められ、そのためのプログラムやツアー等の観光コンテンツを造成することが必要となります。   |
| 15                  | 補助事業実施期間終了後、継続的に実施するツアーは何年程度を想定すればよいでしょうか。  | 造成する観光コンテンツによるため、一概には言えませんが、本事業終了後も継続的に実施することを前提とした取組である必要があります。  |
| 16                  | 観光コンテンツタリフ、OTAとは何でしょうか。   | 観光コンテンツタリフとは、造成した観光コンテンツに関する企画内容や設定期間、販売価格、最少催行人員、販売手数料等が記載されたものであり、旅行会社との商談のみならず、運営上の整理にも役立つものです。事務局にて観光コンテンツタリフの様式を提供し、観光コンテンツタリフを作成いただけます。OTAとはOnline Travel Agencyの略で、インターネット上で旅行商品や体験アクティビティを販売・予約できるプラットフォームのことを指します。 |
| 17                  | 造成した観光コンテンツのOTA掲載やOTAでの販売は必須でしょうか。<br>(関連する質問)<br>プロジェクトマップのような企画内容の場合、販路を構築とはどのようなことを想定されていますでしょうか。  | 造成する観光コンテンツの内容やターゲットに応じて、旅行会社を通じた販売、OTAを通じた販売、自社ウェブサイトでの販売等を検討ください。   |
| 18                  | 販売型で事業期間中に販売ができない場合、どのような取扱いになるでしょうか。<br>(関連する質問)<br>○販売型の場合、販売体制が構築できていれば、販売が0でも問題ないでしょうか。<br>○販売に至らなかった場合、補助金は返還を求められるのでしょうか。   | 販売型は、本事業実施期間内に販売することを必須とし、販売実績報告書を作成することを補助要件としています。  |
| 19                  | 既存イベントを抜本的にリブランドして開催する場合、販売型の補助事業となりますか。  | 新たな観光コンテンツの造成を伴う形で本事業実施期間内に実施されるものであれば、事業対象となりますが、継続的に実施することを前提とした取組である必要があります。   |
| 20                  | 造成した観光コンテンツの観光コンテンツタリフを作り旅行会社に提案していますが、旅行会社がアレンジして販売した場合、販売実績に含めても良いでしょうか。  | 実施主体が旅行会社と連携することで造成した観光コンテンツを販売することは認められます。詳細については、事前に事務局にお問い合わせください。   |
| 21                  | 既に販売している旅行商品がある場合、その観光コンテンツ内容が同じでなければ補助対象になりますか。<br>(関連する質問)<br>○観光客が購入できる状況になっている（すでに造成は済んでおり、販売状態になっている）観光コンテンツについての、販路構築（SNSなどでのプロモーション）は、補助対象になりますか。<br>○既存の観光コンテンツを改善するものは新たな観光コンテンツとみなされますでしょうか。<br>○地域観光新発見事業の新創出型で採択され造成した観光コンテンツを販売するにあたり、専門ガイドの育成とエージェントを招いての商談会を開催する場合、補助対象になりますか。 | 新たに観光コンテンツを造成するものや、既に造成した観光コンテンツを、本事業を通じて更に深化・改善する、また、販路拡大・情報発信を強化するもの等であれば、申請することが可能です。  |
| 22                  | 地場産品（魚介類等）を用いた新商品の開発は、補助対象になりますか。<br>(関連する質問)<br>○例えば、パブリックアートなどで観光客を誘致して街を活性化するような町おこしの取組は、補助対象になりますか。<br>○食事メニューの開発も補助対象となりますか。   | 地域の観光資源を活かして観光コンテンツとして造成し、類型に応じて、造成した観光コンテンツの販売に向けた取組を行うものであれば、申請することは可能です。   |

| 番号                 | 質問   | 回答   |
|--------------------|--|--|
| 23                 | 今後継続的に実施することを見据え、まちづくりや街の活性化につながるような無料の体験イベントなどを企画する場合、補助対象になりますか。<br>(関連する質問)<br>○ いずれ有料化することを目的とした上で、来場客が無料で参加できる観光コンテンツは補助対象になりますか。 | 造成する観光コンテンツの販売においては、無料にて提供するものは想定にございません。イベントを開催し、その入場料を無料とするようなものや、新たな観光コンテンツの造成を伴わないイベント開催に要する運営経費は認められません。  |
| 24                 | 地域で実施しているイベント（イベントの告知、イベントチケットの販促拡大、イベントを含めた旅行商品を造成等）は補助対象になりますか。  | 新たな観光コンテンツの造成の造成を伴わないイベント開催に要する運営経費は認められません。地域の観光資源を活かして観光コンテンツとして造成し、類型に応じて、造成した観光コンテンツの販売に向けた取組を行うものであれば、申請をすることは可能です。   |
| 25                 | 現地に到着した観光客に対して情報を届けるガイド機能ツール等は補助対象になりますか。  | 造成した観光コンテンツに係るものであれば、補助対象として認められます。造成した観光コンテンツとは関係なく、単に地域の観光について広く情報を届けるツールであれば、認められない場合があります。   |
| 26                 | 地方自治体、観光地、宿泊施設等のPR事業（SNSマーケティング）は補助対象になりますか。   | 地域の観光資源を活かした観光コンテンツの造成に合わせて、販路開拓・プロモーションを行う一環として、ECサイト、ウェブサイト、SNSコンテンツの構築、制作等を行うことは可能です。   |
| 27                 | ウェブサイトモデルルートを紹介する事業は補助対象になりますか。  | 地域の観光資源を活かして観光コンテンツとして造成し、類型に応じて、造成した観光コンテンツの販売に向けた取組を行うものであれば、申請をすることは可能です。単にモデルルートをウェブサイトに掲載する等、販売につながらないものは認められません。   |
| 28                 | 地域観光の映像制作や観光PRは補助対象になりますか。   | 地域の観光資源を活かして観光コンテンツとして造成し、類型に応じて、造成した観光コンテンツの販売に向けた取組を行うものであれば、申請をすることは可能です。単に地域観光の映像制作や観光PRをするまでにとどまるようなものは認められません。   |
| 29                 | 期間限定（夏休みの期間）の観光コンテンツでも申請は可能でしょうか。  | 造成する観光コンテンツにより観光コンテンツの提供期間は一概に言えませんが、継続的に実施することを前提とした取組であり、類型に応じて、造成した観光コンテンツの販売に向けた取組を行うものであれば、申請をすることは可能です。  |
| 30                 | 地元の特産品を用いた特殊なスポーツ大会は補助対象になりますか。  | 地域の観光資源を活かして観光コンテンツとして造成し、類型に応じて、造成した観光コンテンツの販売に向けた取組を行うものであれば、申請をすることは可能です。   |
| 31                 | アンテナショップの新設等、地域以外の場所との連携は可能でしょうか。  | 地域の観光資源を活かした観光コンテンツの一環として当該地域以外のアンテナショップを活用する必要があると認められる場合は補助対象となる場合がありますが、将来に亘って持続的に当該地域への誘客が促進されることが求められます。  |
| 32                 | 地域のガイドブックをつくる企画は補助対象になりますか。  | 地域の観光資源を活かして観光コンテンツを造成し、類型に応じて、造成した観光コンテンツの販売に向けた取組を行うものであれば、申請をすることは可能です。単に地域のガイドブックを作成するまでにとどまるようなものは認められません。  |
| <b>【4. 補助対象経費】</b> |  |  |
| 33                 | 補助額に消費税は含まれますか。  | 課税事業者である補助事業者消費税を含む補助金が交付された場合、当該補助事業者が消費税の確定申告を行うことで、補助事業に係る課税仕入れに伴う消費税の還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、原則として補助対象経費には消費税額を含めません。詳細は公募要領をご確認ください。   |
| 34                 | 関係会社の利益排除の考え方について、教えてください。   | 実施主体による経費の支出先に実施主体自身や、利益等排除の対象となる関連会社を含む場合には、利益等排除の処理を行う必要があります。   |
| 35                 | 本事業での販売による売上の取扱いはどうなりますか。<br>(関連する質問)<br>○ 事業によって収入を得た場合、補助金が減額されることはありますか。  | 本事業では、収益納付をいただく必要はありません。事業費の額に応じて補助額を決定いたします。  |
| 36                 | モニターツアーとファミトリップの違いは何でしょうか。   | モニターツアーとは、造成する観光コンテンツを磨き上げるための意見収集の一環として、一般消費者等に対して当該観光コンテンツを体験するための機会を提供する旅行商品のことを言います。また、ファミトリップとは、対外的な情報発信、集客および販売促進等を目的とし、インフルエンサーやメディア、旅行会社等を誘致し、観光コンテンツの体験機会を提供することを言い、対象が一般消費者等ではない点でモニターツアーと異なります。 |

| 番号 | 質問  | 回答  |
|----|---|---|
| 37 | 観光コンテンツ実施に係る経費(バス借り上げ、体験料、入場料等)の補助は、モニターツアーに限定されるのでしょうか。モニターツアーではなく、複数回にわたって実施される実際のツアーに係る経費も補助対象になりますでしょうか。  | モニターツアーは、造成する観光コンテンツのブラッシュアップを目的として、本事業の経費により実施することは可能です。造成した観光コンテンツの販売においては、無料にて提供するものは想定にございません。事業の自動化に向けて、収入と支出のバランスを図ることが求められます。                    |
| 38 | 観光コンテンツ、旅行商品、名産品の企画について、具体的にどのような経費が該当しますでしょうか。   | 観光コンテンツ、旅行商品、名産品等の企画開発を連携先等の事業者において行う際の委託費等が該当します。  |
| 39 | 高付加価値なツアーを組んだ場合、ツアー参加者向けに地域及び職人が制作する特別プレゼントの制作費用は補助対象になりますか。  | 観光コンテンツの造成の一環として、当該費用が観光コンテンツ、旅行商品、名産品等の企画開発にあたるものと認められれば、補助対象となりますが、旅行者が受益する、景品やプレゼントの購入費は補助対象外となります。  |
| 40 | 補助対象経費について、地域の観光資源をリストアップする調査の経費も補助対象になりますか。<br>(関連する質問)<br>○個別コンテンツ活用の前提となるガイド養成や全体計画立案等も補助対象になりますか。<br>○専門家からの意見聴取として、生成AIの有料コンテンツを利用することは可能でしょうか。  | 観光資源を活用した観光コンテンツの造成に係る経費として、補助対象となります。  |
| 41 | 宿泊施設や店舗等施設の新設整備やリフォーム費は補助対象になりますか。<br>(関連する質問)<br>○体験の新たな幅を広げる際に、宿泊施設の客室を増やす建築費用は補助対象になりますか。<br>○観光資源を活用した観光コンテンツの造成に係る費用として、民泊等に係る建築費や改装費は補助対象になりますか。<br>○宿泊施設で、インバウンド対応のための看板製作費やリフォーム費は補助対象になりますか。 | 本事業は観光コンテンツ造成のためのいわゆるソフトへの支援であり、いわゆるハードへの支援(施設整備)の費用を補助するものではありません。ただし、観光客が観光コンテンツを体験する際に必要と判断される設備投資は認められる場合があります。                                     |
| 42 | 備品の購入について、上限金額はありますか。   | 販売型、新創出型ともに、備品の購入・設備の導入に係る経費に係る経費額割合は特段ありませんが、新創出型では「観光資源を活用した観光コンテンツの造成に係る経費」を事業費の50%以上とする必要がありますので、事業費全体から当該経費の事業費を除いた額の中で、備品の購入・設備の導入に係る経費を計上いただけます。 |
| 43 | フェスを行うための運営費用やステージを作る費用は補助対象になりますか。   | 新たな観光コンテンツの造成を伴わないイベント開催に要する運営経費は認められません。また、観光コンテンツの造成に真に必要な不可欠な設備の導入とは言えないものも認められません。  |
| 44 | ツアー実施のために必要となる移動車は補助対象になりますか。<br>(関連する質問)<br>○地方の交通の便が悪いところなのですが、送迎用の車両費は補助対象になりますか。<br>○備品の購入・設備の導入で、リフト付き車両は補助対象になりますか。   | 地域の観光資源を活かした観光コンテンツの造成にあわせて、観光コンテンツの提供に必要であれば、認められます。   |
| 45 | 直近に新たに造成した観光コンテンツについて、販路基盤整備・プロモーションに係る経費のみ申請することは可能でしょうか。  | 本事業は、観光コンテンツの磨き上げから販路開拓・情報発信までの一貫した取組を実施いただくものです。   |
| 46 | すでに販売している観光コンテンツの2025年日本国際博覧会向けのプロモーション費用は補助対象になりますか。   | 造成した観光コンテンツの販売に向けた取組を行うのであれば、補助対象となります。   |
| 47 | OTAそのものをつくる事業は補助対象になりますか。   | 地域の観光資源を活かした観光コンテンツの造成にあわせて、販路開拓・プロモーションを行う一環として、OTAの構築等を行うことは可能です。   |
| 48 | システム構築は補助対象になりますか。  | 地域の観光資源を活かした観光コンテンツの造成にあわせて、販路開拓・プロモーションを行う一環として、ウェブサイト、SNSコンテンツの構築、制作等を行うことは可能です。  |
| 49 | 年間契約等、事業期間をまたぐが期間内に前払いとなるものに関しては、全額を事業費として算入して良いのでしょうか。または、按分になるのでしょうか。<br>(関連する質問)<br>○新デジタルマップ等、サブスクリプション型のサービスを導入する場合、補助対象経費になりますか。  | 事業実施期間に係る費用のみ、補助対象となります。なお、月額使用料を支払う契約で事業実施期間外の費用に関して包括先払い等は認められません。  |
| 50 | 継続的な販売を実施していくためのシステム利用料などのランニングコストについて、事業実施翌年度分の利用料などを導入コストとして補助対象経費に含めることは可能でしょうか。   | システム利用料などのランニングコストは、補助対象外となります。   |
| 51 | XやYoutubeの広告費は補助対象になりますか。   | 広告費や業務委託費は補助対象となります。  |

| 番号                | 質問   | 回答  |
|-------------------|--|---|
| 52                | 旅行会社を対象としたファムトリップやインフルエンサーの招聘について、現地までの旅費は補助対象になりますか。<br>(関連する質問)<br>○インフルエンサー招聘に係る交通費は補助対象になりますか。   | ファムトリップやインフルエンサーの招聘の旅費については、ツアー自体に係る旅費に加え、開催地までの旅費も補助対象となります。   |
| 53                | 採択後に実施される商談会への出張費用は補助対象になりますか。<br>(関連する質問)<br>○海外で旅行会社を集めた商談会やセミナーを主催する場合の開催費用(会場費・参加者・人件費・食糧費等)は補助対象になりますか。<br>○外部商談会への参加に係る旅費は、海外商談会への参加も含まれるでしょうか。  | 実施主体が参加する商談会に係る旅費は認められます。ただし、実施主体自らが開催する商談会に係る旅費等は補助対象外となります。なお、参加した商談会の成果に関するレポートの提出を求める場合があります。   |
| 54                | 新創出型のツアー造成で、工芸品のクラフトツーリズムを計画していますが、連携先(県外等各所の職人さん、工房等)を訪ねる交通宿泊費は補助対象になりますか。<br>(関連する質問)<br>○海外との連携、海外現地でのプロモーションイベントも補助対象となりますか。   | 観光資源を活用した観光コンテンツの造成に関して、実施主体が連携先を訪ねる旅費は補助対象外となります。プロモーションに係る実施主体の旅費は認められます。委託先の事業者がプロモーションイベントに参加する際の旅費も認められます。   |
| 55                | 人件費は補助対象経費になりますか。<br>(関連する質問)<br>○補助対象経費について、費目として実施主体の人件費は対象として認められますでしょうか。例えば、補助事業に直接的に係る人件費であった場合は認められますでしょうか。本事業のために臨時に雇用した人員の人件費は補助対象になりますか。<br>○地域観光新発見事業では、実施主体の人件費は販売型のみ対象でしたが、地域観光魅力向上事業ではそのような条件はありますかでしょうか。 | 実施主体(補助対象事業者)の人件費は補助対象外となります(地域観光新発見事業の販売型では観光資源を活用した観光コンテンツの造成に係る経費において、実施主体の人件費は補助対象となりましたが、地域観光魅力向上事業の販売型では補助対象外となりますので、ご注意ください。)。なお、本事業の取組に係る事務を補助するために任用する臨時職員の賃金は補助対象となります。 |
| 56                | 補助対象額は事業期間内に請求が発生した分となりますか。それとも支払いが発生したタイミングとなりますか。  | 令和8年2月28日までに支払い含めて、全ての業務を完了する必要があります。令和8年2月28日までに支払いを完了させた支払い済証憑を、実績報告にて提出いただきます。   |
| 57                | 令和8年2月28日までにすべての支払いが完了している必要がありますか。  | 令和8年2月28日までにすべての支払いが完了し、その上で、全ての精算書類(関係各社への支払に係る証憑書類を含む)を提出し、事務局の承認を受けた上で、遅くとも令和8年2月28日までに、完了実績報告書の提出を済ませる必要があります。  |
| 58                | 申請事業の事前着手は可能でしょうか。<br>(関連する質問)<br>○事業自体は進行しておき、交付決定後の発注契約支出のみを補助対象として申請・精算することは可能でしょうか。<br>○商談会等への出展の交渉等を交付決定よりも前に開始せざるを得ない場合、当該商談会への参加費用は補助対象になりますか。  | 補助金交付決定前の発注・契約・支出行為は、補助対象外となります。なお、交付決定前に、その後の準備として事業者の選定を始めることは可能です。   |
| 追加1               | 公募申請時の事業費を超過して、交付申請時に事業費を申請することは可能でしょうか。   | 採択時の事業費を上限として、交付申請時には事業費を申請する必要があります。   |
| <b>【5. 伴走支援等】</b> |  |   |
| 59                | 申請前支援の研修はどこから参加申し込みができますか。   | 地域観光魅力向上事業スタートアップセッションは、本事業サイトの申請前支援にある申込フォームから申し込みできます。また、開催後、アーカイブ動画を掲載しますので、ご視聴ください。   |
| 60                | 申請前の事前支援や伴走支援の動画について、申請時に視聴完了や評価を受けることはありますか。<br>(関連する質問)<br>○補助対象事業者のみが伴走支援を受けられるのでしょうか。  | 申請前支援は、申請の有無にかかわらず、(申請予定の事業者のみならず、連携予定の事業者を含め、)どなたでも活用することができます。申請前支援を活用することは必須ではありませんが、よりよい申請提案を行えるよう、申請前支援を活用いただくことをお勧めします。申請前支援はどなたでも活用できますが、伴走支援は原則として採択事業者のみが利用できるものとなります。   |
| 61                | 伴走支援について具体的な支援内容を教えてください。<br>(関連する質問)<br>○地域観光サポーターの方々の一覧はありますかでしょうか。  | 採択結果を踏まえ、詳細については交付決定後にご案内いたします。   |
| 62                | 現地視察等、実際に現地に来て頂く支援は可能でしょうか。  | 地域観光サポーターによるアドバイスにおいては、必要に応じて現地視察等を行うことがあります。採択結果を踏まえ、詳細については交付決定後にご案内いたします。  |
| 63                | SNS等を活用した情報発信支援はどのようなアカウントからの発信でしょうか。  | 実施主体等のアカウントにて発信する動画の作成に資する支援を行うほか、インフルエンサー等を活用した動画の発信に係る支援や本事業で用意するアカウントでの発信の機会を用意します。  |

| 番号               | 質問   | 回答   |
|------------------|--|--|
| 64               | インバウンドを推進したい観光協会等とのマッチングなどは相談可能でしょうか。  | 基本的に実施主体において連携先を検討いただけますが、採択後、事業実施支援の一環として、事業進捗状況に合わせて、事業者からの個別相談に対応します。   |
| 追加2              | 本事業の事業実施支援の一つである「旅行会社等との商談会」への参加に係る旅費は補助対象となりますか。  | 本事業の事業実施支援として開催する「旅行会社等との商談会」への参加に係る旅費は補助対象となります。当該商談会の開催日時は未定ですが、開催場所は東京都内を想定しておりますので、参加を予定される場合は東京への旅費を費用積算書に計上してください。当該商談会の参加費用はございません。   |
| <b>【6. 申請手続】</b> |  |  |
| 65               | 地域観光新発見事業に採択された事業者でも本事業の応募は可能でしょうか。<br>（関連する質問）<br>◦ 地域観光新発見事業で造成した観光コンテンツの継続の取組も可能でしょうか。<br>◦ 地域観光新発見事業で造成した観光コンテンツを更にブラッシュアップして、磨き上げたものの応募は可能でしょうか。  | 応募することは可能です。ただし、過去に採択された事業と同一内容の事業を申請することはできません。過去に採択された事業における課題等を踏まえ、地域観光魅力向上事業で新たに観光コンテンツを造成するものや、既に造成した観光コンテンツを、本事業を通じて更に深化・改善する、また、販路拡大・情報発信を強化するもの等であれば、申請することが可能です。                        |
| 66               | 他の補助金との併用は可能でしょうか。<br>（関連する質問）<br>◦ 地方創生プレミアムインバウンドツアー集中展開事業と同じ内容での申請は可能でしょうか。<br>◦ 都道府県や市町村等、国の補助金以外の補助金との併用は可能でしょうか。<br>◦ 同一実施団体が、別事業で補助金を活用しても良いでしょうか。  | 他の補助金（観光庁以外の省庁が実施しているものも含む）に同様の内容の事業で申請をし、複数採択となった場合は、いずれか一方の申請を取り下げてください。他の補助金で申請・採択されたものと異なる事業であれば、本事業に申請することは可能です。  |
| 67               | 申請は1社につき1事業でしょうか。<br>（関連する質問）<br>◦ 同一企業が異なる都道府県ごとに観光コンテンツを提供する事業の場合、その事業ごとに申請が必要でしょうか。   | 同一の実施主体から事業内容の異なる複数の事業を申請することは可能です。  |
| 68               | 1法人1拠点の事業に対する申請になるのでしょうか。2拠点の事業実施を考慮しており、合わせた事業費（最高2,100万）で申請することは可能でしょうか。   | 一の実施主体が異なる実施場所で複数の事業を実施することはできますが、それぞれの事業ごとに必要な事業費を計上する必要があります。複数の事業の事業費を合わせることはできません。   |
| 69               | 本社が東京に所在し、支社が地方部に所在する場合、支社として申請を行うことで地方部での申請であるとみなされますでしょうか。   | 事業を実施する市区町村が対象地域となります。（実施主体の本社／支社の所在地ではありません。）   |
| 70               | 他都道府県の事業者も巻き込んで申請することは可能でしょうか。   | 持続可能な観光地域づくりへの寄与に資する取組となるものであれば、連携先の事業者の所在地が必ずしも事業を実施する市区町村に属する必要はありません。   |
| 71               | 実施する事業者は都市圏に所在し、実施場所は地方である場合、どのような申請をすればよいでしょうか。<br>（関連する質問）<br>◦ 観光コンテンツの開発について、県をまたいだ複数の自治体で行うものでも申請可能でしょうか。また、申請する実施主体が当該自治体に所在しない場合でも申請可能でしょうか。  | 実施主体の所在地が必ずしも事業を実施する市区町村に属する必要はありませんが、持続可能な観光地域づくりへの寄与に資する取組となるよう、地域の事業者と連携することなどが求められます。  |
| 72               | 事業計画書は公募時と採択後の交付申請時に2回必要でしょうか。同じものでよいのでしょうか。<br>（関連する質問）<br>◦ 採択後の事業計画書は、どの程度の分量が求められるでしょうか。   | 採択後に提出する事業計画書は、基本的に申請時の事業計画書と同じものになります。採択後、必要に応じて、再検討していただいた上で、提出いただけます。   |
| 73               | 市区町村にまたがってツアー造成等事業展開をする場合、すべての市区町村の同意書が必要になりますでしょうか。<br>（関連する質問）<br>◦ 市区町村の同意書が必要とのことですが、都道府県を対象とした観光コンテンツ造成の場合、どのような同意書が必要でしょうか。<br>◦ 事業所の所在地から様々な市区町村での観光コンテンツを計画する場合、訪問先すべての市町村での同意書が必要でしょうか。 | 本事業では、実施主体が地方公共団体でない場合は、申請者に、事業の実施予定エリアの全市区町村の同意書を提出いただくこととしております。そのため、市区町村の地方公共団体におかれては、事業者による地域における事業内容を確認いただき、同意した上で、同意書を作成願います。なお、市区町村には、事業者が実施する取組の運営自体に関わることや、取組の進捗を詳細に把握いただくことは必須ではありません。 |

| 番号                   | 質問  | 回答  |
|----------------------|---|---|
| 74                   | 広域エリアを訪れる観光コンテンツの場合、その広域にある自治体全てから同意が必要でしょうか。また、市に同意をもらえた場合、その市の区分にある町村からの同意は不要でしょうか。<br>(関連する質問)<br>。事業の実施予定エリアの全市区町村に、「市区町村の同意書」が必要とありますが、市の同意書を受けている場合、そこに属する区、町など全ての同意書を個々にいただく必要がありますでしょうか。上位の市が同意いただいている場合は以下区町村は不要でしょうか。 | ツアーの立ち寄り先となる市区町村を含む事業に係る全ての市区町村の同意を得ることは必須となります。事業を実施する市区町村の単位に応じて、いずれかの地方公共団体からの同意書を提出いただきます（事業を実施する地域の単位が市であれば、区町村からの同意書は不要です。）。  |
| 75                   | 補助対象となる外部商談会の「外部」にあたる市町村にも同意を得る必要がありますか。  | 外部商談会が開催される場所が所在する市町村の同意を得る必要はありません。  |
| 76                   | 市区町村の同意書について、実施主体が地方公共団体の場合は不要とありますが、観光連盟は地方公共団体になりますでしょうか。   | 観光連盟は地方公共団体には当たりませんので、観光連盟が実施主体の場合、申請時に様式5による市区町村の同意書の提出は必要になります。   |
| 77                   | 観光連盟、行政、観光協会、民間事業者等、複数の機関が所属する団体が申請する場合でも、関連市町村の同意書は必要でしょうか。  | 実施主体が地方公共団体でない場合、地方公共団体を含む団体として、申請者に、事業の実施予定エリアの全市区町村の同意書を提出いただくこととしております。  |
| 78                   | 実施主体が民間事業者の場合、地方公共団体の許可が必要とありますが、一自治体あたりの申請上限はありますか。  | 一地方公共団体における本事業の申請数の上限はございません。   |
| 79                   | 民間で申請を考える場合該当の市町村に了解を得る期限はいつでしょうか。申込に了解が得た旨の書式が必要でしょうか。   | 本事業の申請時（公募期間中）に、様式5に基づき、実施主体において、連携する地方公共団体に対して、事業内容の説明を行い、同意書の作成を依頼してください。   |
| 80                   | 二次公募は予定されていますでしょうか。   | 予算の状況によっては、令和7年6月（予定）に二次公募を行う場合があります。三次公募は予定しておりません。  |
| <b>【7. 採択、審査の観点】</b> |   |   |
| 81                   | 5つの観点から審査とありますが、5つすべての要素を満たしていることが必須でしょうか。  | 選定委員会において、審査の観点に基づいて総合的に評価を行った上で審査を行います。  |
| 82                   | 域内調達率とは、補助事業の発注業者のことでしょうか、造成する観光コンテンツの提供者のことでしょうか。  | 持続可能な観光地域づくりへの寄与とは、事業を実施する地域において、当該地域の事業者等による人材や地域の自然・伝統文化の積極的な活用、食の地産地消等がなされることで、観光コンテンツの提供が行われる取組を重視するものです。   |
| 83                   | 全国の自治体のオフラインのプロモーションを運営している企業が申請する場合、どのような点が重視されて採択されるのでしょうか。   | プロモーションを含めた事業全体について、選定委員会において、審査の観点に基づいて総合的に評価を行った上で審査を行います。  |
| 84                   | 2025年日本国際博覧会来場者向けの観光コンテンツ販売の場合、持続性の観点はどのように考えればよいでしょうか。   | 本事業で造成する観光コンテンツは、将来に亘って持続的に地方誘客が促進されるものが求められますが、その一環として、2025年日本国際博覧会実施期間内に、2025年日本国際博覧会に来場する観光客に対して観光コンテンツの販売を行うことも認められます。  |
| 85                   | 地域に根差した祭りであっても、収益性が求められないものは採択されにくいのでしょうか。  | 審査の観点として収益性が求められますが、申請状況を踏まえ、選定委員会において、審査の観点に基づいて総合的に評価を行った上で審査を行います。   |
| 86                   | 一社で複数の事業が採択されることはありますか。   | 選定委員会において、審査の観点に基づいて総合的に評価を行った上で審査を行った結果、同一の実施主体による複数の事業が採択される場合があります。  |
| 87                   | 販売型・新創出型の採択割合はどの程度でしょうか。  | 類型ごとの採択数は定めておりません。申請状況を踏まえ、選定委員会において、選定の観点に基づいて総合的に評価を行った上で審査を行います。   |
| 88                   | 同じ市から複数の事業が申請された場合、調整はありますか。  | 一地方公共団体における採択数は定めておりません。申請状況を踏まえ、選定委員会において、審査の観点に基づいて総合的に評価を行った上で審査を行います。   |
| 89                   | 本事業は、地方に特化したものを対象とするものでしょうか。<br>(関連する質問)<br>。大都市の地方部も、大都市と同じ都道府県として評価されますか。<br>。採択案件の80%以上は地方部を優先とのこと、除く地域にある主要都市の地方部は対象になりますか。<br>。東京の島しょ部や兵庫県北部等も都市部の扱いになりますでしょうか。  | 本事業は、全国各都道府県が対象地域になります。また、都道府県の中でも都市部ではない地域への観光客への誘客を図る取組は本事業の趣旨に沿うものとなります。なお、都道府県ごとの採択件数は定めておりませんが、採択案件の80%以上は地方部となるよう、優先採択することとしております。地方部とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県を除く地域となり、都道府県単位となります。 |

| 番号               | 質問   | 回答   |
|------------------|--|--|
| 90               | 他省庁事業等の活用状況があれば、採択率が上がるのでしょうか。   | 他省庁事業等の活用状況があるか否かによる有利・不利はありませんが、他省庁事業等での取組内容や他省庁事業等と本事業の連携・違い等を踏まえ、選定委員会において、選定の観点に基づいて総合的に評価を行った上で審査を行うとともに、採択後、速やかに交付決定を行います。   |
| 91               | 2025年日本国際博覧会関連事業は交付決定が他事業に比べて早いでしょうか。<br>（関連する質問）<br>○ 2025年日本国際博覧会関連事業で申請をした方が採択されやすいでしょうか。   | 2025年日本国際博覧会実施期間内に、2025年日本国際博覧会に来場する観光客に対して観光コンテンツの販売を行う事業であるか否かによる有利・不利はありませんが、事業の準備状況等を踏まえ、選定委員会において、選定の観点に基づいて総合的に評価を行った上で審査を行うとともに、採択後、速やかに交付決定を行います。                            |
| 92               | 2者以上の見積書が必要とのことですが、同様のサービスを提供する事業者が他にない場合は、どのようにすれば良いでしょうか。<br>（関連する質問）<br>○ 地域のユニークなコンテンツやサービスのサプライヤーには、代替選択肢がないケースが多く、また地域協議会での事業においては、協議会構成員がその供給を担うケースが多いですが、それらの場合においても2者以上の見積書が必須でしょうか。<br>○ 観光コンテンツの内容に極めて独自性があり、1者からの見積もりしか取得ができない場合は採択不可となりますか。<br>○ 随意契約の理由があれば、1者の見積書でも可能でしょうか。<br>○ 2者以上の見積書とは外注する場合でしょうか。外注せず自社内で調達する場合はどのように考えれば良いでしょうか。 | 発注に当たっては、原則として自社以外の2者以上の見積を取得し、最低額を提示した事業者と連携することが必要となります。どうしても相見積により難しい場合は、業者選定理由書の提出により、その選定の理由の妥当性が認められる場合に限り、随意契約も認められる場合があります。なお、調達先に発注せず、実施主体自身で内製する際は、利益等排除に該当し、その原価のみ認められます。 |
| 93               | 費用積算書の作成にあたり2者以上の見積を取得するとありますが、公募時は提出せず、交付申請時に提出するということでしょうか。  | 公募申請時には、概算費用を提出いただけます。必ずしも公募申請までに見積書の取得は不要ですが、採択後、交付申請時には2者以上の見積書を提出いただく必要があります。   |
| 94               | 旅行会社で、観光施設を所有する一般企業に対して申請を提案したいのですが、必要な相見積もりとは、他の旅行会社等が同一事業を実施する場合の費用でしょうか。  | 発注に当たっては、同一事業において比較ができるよう2者以上の見積を取得する必要があります。包括で委託を検討する場合は個々の明細まで記載された詳細な見積書が求められ、総額で安価な方の旅行会社に委託することになります。どうしても相見積により難しい場合は、業者選定理由書の提出により、その選定の理由の妥当性が認められる場合に限り、随意契約も認められる場合があります。 |
| <b>【 8. その他】</b> |  |  |
| 95               | プロモーションで制作したデザイン等に関して、著作権は実施主体に帰属するのでしょうか。   | 著作権及びその他の権利は基本的に実施主体（事業者）に帰属しますが、その使用等について、事務局と実施主体（事業者）において整理する場合があります。   |
| 96               | 令和7年2月14日の事業説明会のアーカイブ動画は、見ることができますでしょうか。   | 地域観光魅力向上事業説明会を令和7年2月14日に開催し、アーカイブ動画を掲載しておりますので、ご視聴ください。  |